

# 処 分 基 準

平成13年 1月 6日作成

法 令 名 : 火薬類取締法
根 拠 条 項 : 第17条第3項
処 分 の 概 要 : 猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 火薬類取締法第17条第1項(譲渡又は譲受の許可)、同第50条の2第1項(猟銃用火薬類等の特則)
処 分 基 準 : 譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 所持者の住所地を管轄する警察署
備 考 :